

「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、 校内研修の進め方例・研修内容例



京都市教育委員会

はじめに

本市では、平成4年3月に「京都市立学校外国人教育方針」（以下方針とする）が策定され、それに基づいて、外国籍児童生徒の有無に関わらず、全ての学校・園において外国人教育の取組が推進されてきました。また、近年の外国にルーツをもつ児童生徒の増加に伴い、平成21年3月には、「外国人教育の充実に向けた取組の推進について（通知）」が出され、対象を在日韓国・朝鮮人児童生徒と同じ背景をもつ日本国籍の児童生徒、他の外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に広げて、取組を進めることが追記されました。更に、平成23年3月には、文部科学省初等中等教育局国際教育課より、「外国人児童生徒受入れの手引」が発行され、その中においても、外国人児童生徒の多様性への対応が提唱されています。

平成22年9月末現在、本市で日本語指導が必要な児童生徒は310名となり、毎年少しずつではありますが、増加の傾向を示しています。

これらの状況から、校内における外国人教育研修会についても、従来の在日韓国・朝鮮人に焦点を当てた内容に、外国にルーツをもつ児童生徒の教育に関する内容を加える必要が出てきました。

そこで、各学校・園で実施されてきた外国人教育研修会の一環として、「外国にルーツをもつ児童生徒（日本語指導が必要な児童生徒）の教育」に関する研修会を行うために、校内研修会の進め方例と内容例を作成しました。

外国にルーツをもつ児童生徒（日本語指導が必要な児童生徒）が在籍する学校・園はもちろんのこと、全ての学校・園において研修会が実施され、対象児童生徒への理解が深まることを願っています。

【目次】

1	校内研修会の進め方	2
2	研修会の具体的な内容例	
	資料 1 「本市の受入れ体制と、受入れた場合の校内体制づくりについて」	3
	資料 2 「支援を採り入れた授業づくりのワークショップ」	4
	資料 3-1 「日本の学校に通っていた、外国にルーツをもつ方の講演を聞く」	5
	資料 3-2 「子どもの第二言語習得について講義を聞く」	6
	資料 4 「在籍児童生徒がルーツをもつ国について学ぶ」	7
	資料 5-1 「日本語教室設置校の受入れ体制や取組を知る」	8
	資料 5-2 「日本語教室設置校の研究発表会に参加する」	9
	資料 5-3 「日本語指導の授業を参観する」	9
	資料 6 「外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題〈概要編〉」※CD 有	10
	付録 「個人カード」「日本語の力見取り表」	17
	「個人カード」「日本語の力見取り表」の使い方	19
3	データ関係資料	
	(1) 京都市における、「帰国・外国人児童生徒」の在籍状況と受入れ体制	22
	(2) 文部科学省からの情報について	23

1 校内研修会の進め方

外国にルーツをもつ児童生徒の在籍	年間に必要な研修会の回数	研修会の時期	研修会の内容例	具体的な進め方
在籍しない場合	年に1～2回	4月	- 本市の受入れ体制を知る。 - 受入れた場合の校内体制づくりについて学ぶ。	資料1 資料6
		各校の研修計画に応じて	- 支援を採り入れた授業づくりのワークショップを行う。 - 外国にルーツをもち、日本の学校に通っていた方の講演を聞く。 - 子どもの第二言語習得について講演可能な講師の講義を聞く。	資料2 資料3-1 資料3-2
在籍する場合	年に3回は必要	4月	- 本市の受入れ体制を知る。 - 受入れた場合の校内体制づくりについて学ぶ。 - 対象児童生徒について、日本語の力や必要な支援について共通理解をする。	資料1 資料6 付録
		各校の研修計画に応じて	- 支援を採り入れた授業づくりのワークショップを行う。 - 外国にルーツをもち、日本の学校に通っていた方の講演を聞く。 - 子どもの第二言語習得について講演可能な講師の講義を聞く。 - 在籍児童生徒がルーツをもつ国について学ぶ。 - 日本語教室設置校の受入れ体制や取組を知る。 - 日本語教室設置校の研究発表会に参加する。 - 日本語指導の授業を参観する。	資料2 資料3-1 資料3-2 資料4 資料5-1 資料5-2 資料5-3
		3月	対象児童生徒について、日本語の力や必要な支援について確認し、次年度に申し送る。	付録
途中編入の場合	編入時に1回は必要、それ以後は在籍する学校と同様に年に3回	編入時	- 本市の受入れ体制を知る。 - 受入れた場合の校内体制づくりについて学ぶ。 - 対象児童生徒について、日本語の力や必要な支援について共通理解をする。	資料1 資料6 付録
		※編入時期にもよるが、編入以後は在籍する学校と同様に研修を行う。		

2 研修会の具体的な内容例

資料 1 「本市の受入れ体制と、受入れた場合の校内体制づくりについて」

【ねらい】

- ・外国にルーツをもつ子どもに対する、本市の受入れ体制を詳しく知ることにより、編入に際して適切な対応ができるようにする。
- ・「帰国・外国人児童生徒用『個人カード』」や「日本語の力見取り表」を基にした校内体制づくりについて知る。

【実施の方法】

ケース①：学校指導課，人権教育担当者から話を聞く。

ケース②：資料 6 「外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題〈概要編〉」（本冊子 p. 10）を用いて，人権教育主任もしくは，外国人教育主任が話をする。

【準備物】

- ・ケース①の場合は，人権教育担当者と打合せをし，必要なものを確かめる。
- ・ケース②の場合は，配布するプレゼンテーション資料を用意しておく。
- ・ケース①②ともに，「帰国・外国人児童生徒用『個人カード』」「日本語の力見取り表」が必要である。

【研修会の流れ】

研修内容	留意点
1. 外国にルーツをもつ子どもに関わる，本市の受入れ体制について説明を聞く。 ○本市の在籍状況 ○初期日本語指導員派遣制度 ○日本語指導ボランティア派遣制度 ○通訳ボランティア派遣制度 ○受入れの現状と課題	・在籍状況については，日本語教室設置校と，少数在籍校とに分けて話してもらうように伝えておく。 ・プレゼンテーション資料を用いて説明する場合，資料内容において不明な点は，事前に学校指導課人権教育担当に連絡をとり，確かめておく。
2. 受入れ後の校内体制づくりについて，「帰国・外国人児童生徒用『個人カード』」と，「日本語の力見取り表」を見ながら説明を聞く。※p. 19～p. 21 参照	・対象児童生徒が在籍していない学校については，今後編入があった際に，どのようにすればよいのかという内容で話してもらうようにする。
3. 質疑応答	

資料 2 「支援を採り入れた授業づくりのワークショップ」

【ねらい】

- ・日本語指導が必要な子どもたちが、一斉授業において学習内容を理解し、理解したことを表現できる支援を考えることで、日々のどの授業においても支援を採り入れることができるようにする。

【実施の方法】

- ・ワークショップ形式の研修会が可能な講師を招き、一斉指導における「日本語指導が必要な子どもたち」の実態に応じた授業づくりの講義を聞き、少人数グループで学習指導案や支援例を作成する。
※講師については、学校指導課人権教育担当に問い合わせる

【準備物】

事前に講師と打合せし、準備物を確かめる。例：学習指導案作成に使用する模造紙やマジックなど

【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. 一斉指導における「日本語指導が必要な子どもたち」の現状に応じた授業づくりについて講義を聞く。	・ワークショップで学習指導案や支援例を作成する学年や教科の希望を予め講師に伝えておき、少人数グループに分かれたときに、スムーズに作業に入れるようにしておく。
2. 少人数グループに分かれて、学習指導案や支援例を作成する。	・グループ分けの構成をあらかじめ考えておき、速やかに相談に入れるようにする。
3. 全体で交流する。	・作成した学習指導案や支援例を示しながら、交流できる工夫をする。
4. 質疑応答や指導講評	・講師からの指導講評の時間をとる。

※ワークショップの進め方については、講師の方と詳しく打合せをしておきます。その際に準備物も確かめます。中学校については、各教科担当者が授業を行っているので、教科の学習指導案を作成するのか、各教科等に共通する支援を考えていくのかについても、講師の方と相談しておきましょう。

資料 3-1 「外国にルーツをもち、日本の学校に通っていた方の講演を聞く」

【ねらい】

- ・外国にルーツをもち、日本の学校に通っていた方のお話を聞くことで、受け入れる側の在り方が明らかになり、よりよい受入れ体制の確立につなげることができるようにする。

【実施の方法】

- ・外国にルーツをもち、日本で小学校生活もしくは、中学校生活を過ごした経験をもつ方に講演を依頼する。
- ※講師については、学校指導課人権教育担当に問い合わせる。

【準備物】

- ・事前に講師の方と打合せをし、準備物を確認する。例：レジュメや資料の有無など

【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. 来日の背景や、日本での学校生活についてお話を聞く。	・困ったことや、よかったこと、どのような支援が望ましいのかなどについて、具体的に話してもらうように打合せで伝えておく。
2. 質疑応答	・事前に質問事項を考えておくようにする。

※外国にルーツをもつ子どもの在籍がある学校の場合は、在籍児童生徒と同じルーツをもつ方を講師に招くほうが、生活文化の違いなどの詳しい話が聞けてよいと思われます。また、簡単な挨拶などを母国語で教えてもらうことも可能です。

※外国にルーツをもつ子どもの在籍がない学校の場合は、京都市で編入の多い「中国」「韓国」にルーツをもつ方を招くことが考えられます。



資料 3-2 「子どもの第二言語習得について講義を聞く」

【ねらい】

- ・子どもの第二言語習得について学ぶことで、子どもに必要な日本語の力や適切な支援について、より正しい認識を養う。

【実施の方法】

- ・子どもの第二言語習得について、講義が可能な講師を招く。
※講師については、学校指導課人権教育担当に問い合わせる。

【準備物】

- ・事前に講師の方と打合せをし、準備物を確認する。例：プロジェクタ、ホワイトボードなど

【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. 子どもの第二言語習得について講演を聞く。	・第二言語習得について、初めて話を聞く人が多いことを、予め講師に伝えておく。
2. 質疑応答	・事前に質問事項を考えておくようにする。

- ※ 「子どもの第二言語習得について」講義ができる方は、その多くが大学の先生になります。そのため、講義に来ていただくに当たっては講師料が必要となります。
- ※ お話をしていただける方も限定されてきますので、この内容での研修計画は、講師との日程調整も含めて、かなり前から計画しておくことが望ましいと思います。



資料 4 「在籍児童生徒がルーツをもつ国について学ぶ」

【ねらい】

- ・在籍する児童生徒がルーツをもつ国の生活習慣や言葉，食べ物，学校生活について知り，日本と比べることで，対象児童生徒に対する理解を深めるとともに，教師自身の視野を広げる。

【実施の方法】

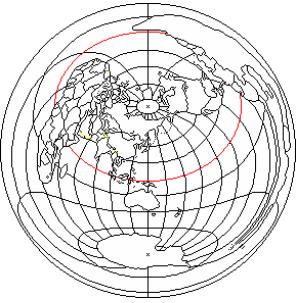
- ・在籍する児童生徒がルーツをもつ国の方をゲストティーチャーで招き，お話を聞く。ゲストティーチャーについては，対象児童生徒の保護者や，外国からの留学生などが考えられる。

※ゲストティーチャーを探すことが困難な場合は，学校指導課人権教育担当まで問い合わせる。

【準備物】

- ・事前にゲストティーチャーと打合せをし，準備物を確認する。調理実習の場合は，必要な材料や分量なども確認しておく必要がある。

【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. ゲストティーチャーから，在籍児童生徒がルーツをもつ国の生活習慣や学校生活などについてお話を聞く。 2. 対象児童生徒がルーツをもつ国の言葉や文化に親しむ活動をする。 活動例： ○調理実習でその国の料理を作る。 ○簡単な母国語を学習する。 ○日本の学校と母国の学校の時間割表を作成して，その違いを比べる。 ○母国語の歌をみんなで覚えたり，民族舞踊や武術を体験したりする。 など 3. 質疑応答	・生活習慣や学校生活が，どのように違うのかということがわかるお話をしてもらえように，事前の打合せで伝えておくようにする。 ・在籍する児童生徒がルーツをもつ国の言葉や文化について，学んだことが発信できるように，体験的な活動を取り入れるようにする。  ・事前に質問事項を考えておくようにする。

※活動内容は事前に決定し，ゲストティーチャーと詳しい打合せをしておきます。

資料 5-1 「日本語教室設置校の受入れ体制や取組を知る」

【ねらい】

- ・本市において、長年にわたり外国にルーツをもつ子どもたちを受け入れてきた「日本語教室設置校」の取組を知ることにより、よりよい受入れ体制の確立につなげることができるようにする。

【実施の方法】

- ・日本語教室設置校の学校長や日本語教室担当者を講師として迎え、お話を聞く。

【準備物】

- ・事前に講師と打合せをし、準備物を確かめる。例：資料やプレゼンテーションなど

【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. 日本語教室設置校の受入れ体制や取組についてお話を聞く。	・受入れの歴史や、どのような背景の子どもが多いのかなどについて、できるだけ詳しくお話を聞けるように、事前の打合せをする。 ・日本語教室設置校と同じ受入れ体制や取組を行うことは、人的条件の関係で難しいことを配慮した上で、少数在籍校でも可能な取組についてお話を聞けるように、事前の打合せをする。
2. 質疑応答	・事前に質問事項を考えておくようにする。

※平成24年度日本語教室設置校

＜小学校（9校）＞

第四錦林小学校・修学院小学校・小栗栖小学校・小栗栖宮山小学校・池田小学校・醍醐西小学校・向島藤の木小学校・向島二の丸小学校・日野小学校

＜中学校（4校）＞

小栗栖中学校・栗陵中学校・向島中学校・向島東中学校

詳細については、学校指導課人権教育担当に問い合わせる。

資料 5-2 「日本語教室設置校の研究発表会に参加する」

【ねらい】

- ・公開授業をともなう研究発表会に参加し、実際の授業を参観したり講演を聞いたりすることで、先進的な取組を具体的に学ぶことができるようにする。

【実施の方法】

- ・学校指導課人権教育担当に、「日本語指導設置校」の研究発表会の有無を確認し、計画を立てる。

資料 5-3 「日本語指導の授業を参観する」

【ねらい】

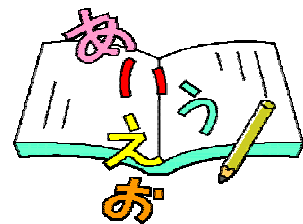
- ・日本語指導の授業を参観することを通して、対象児童生徒の学習の様子を知るとともに、日本語指導の実際を知り、指導担当者との連携を深めるきっかけをつくる。

【実施の方法】

- ・学校指導課人権教育担当を通して、各学校に派遣されている「初期日本語指導員」もしくは「日本語指導ボランティア」の方に授業参観の依頼をする。

【準備物】

- ・日本語指導担当者と打合せて確認する。



【研修の流れ】

研修内容	留意点
1. 日本語指導の授業を参観する。	・ほとんどが一对一の授業であるため、参観するに当たっては、普段通りの授業ができるように配慮する必要がある。（例：直接の参観は避けて、ビデオカメラで撮った映像を、違う部屋のデジタルテレビで視聴するといった配慮）
2. 日本語指導担当者から、日本語指導中の様子や学習内容についてお話を聞く。	・日本語指導担当者とは事前に打合せをし、話して欲しい内容を伝えておく。
3. 質疑応答	・事前に質問事項を考えておくようにする。

資料 6 「外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題〈概要編〉」

この資料は、「外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題〈概要編〉」のプレゼンテーション資料の原稿です。クリック箇所を▼で示しています。※所要時間約 20 分、プレゼンテーションは「京都市総合教育センター研究課」の Web サイトに掲載されています。<http://www.edu.city.kyoto.jp/sogokyoiku>

スライド	説明内容
①	①外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題、日本語指導が必要な子どもたちの教育について、全国的な状況、京都市の現状などを説明します。▼
② 1. 帰国・外国人児童生徒とは ○帰国児童生徒 海外帰国児童生徒・・・保護者の海外滞在に伴って、長期間海外に滞在した後帰国 中国帰国児童生徒・・・中国残留邦人の子どもたちや孫、曾孫たち ○外国人児童生徒 保護者の就労や留学等に伴って来日した子どもたち。国籍は日本以外 ○その他の場合 国際結婚による来日 日本国籍をもった子どもたちの来日→フィリピンからの介護士の子どもたち 最近増えてきている	②はじめに、帰国・外国人児童生徒とは、どのような子どもたちなのかを確認します。 ▼帰国児童生徒は、海外帰国児童生徒と中国帰国児童生徒に分かれます。海外帰国児童生徒は、保護者の海外滞在に伴って長期間海外で過ごした後帰国した子どもたちです。海外で生まれた子どもたちもいます。中国帰国児童生徒は、中国残留日本人の子どもや孫、ひ孫にあたる子どもたちです。京都市では、向島、小栗栖、醍醐が中国帰国児童生徒の集住地域です。最近は、三世や四世で日本生まれの子どもが増えてきています。 ▼外国人児童生徒の国籍は日本以外です。保護者の留学や就労に伴って来日するケースが多く、京都大学の周辺が集住地域になっています。 ▼その他の場合ですが、国際結婚による来日や日本国籍をもった子どもの来日、例えばフィリピンからの介護士の子どもたちの来日があります。 ▼最近増えてきているのは、その他の場合です。国籍が日本籍であることが多いため、転入学通知書などでは把握しにくい状況にあります。▼
③ 2. 全国的な状況 平成 22 年度文部科学省調査結果より 図1 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 注：特殊支援学校については、平成 18 年度以降については「特・養」欄で示した。	③次に、平成 22 年度の文部科学省調査結果から、全国的な在籍状況を見てみましょう。 これは在籍児童生徒数です。平成 20 年度までは、年々増加していたことがわかります。今回の調査では、人数的には少し減少しました。▼

④

図2 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する学校数

学校種別	人数	校数
小・中学校	1,111	42
中学校	59	24
合計	1,170	66

④今回の調査で、在籍数は減少しましたが、在籍する学校数は増加しました。このことから、日本語指導が必要な子どもたちの散在傾向がうかがえます。▼

⑤

図3 日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況

母語別	人数
中国語	1,111
韓国朝鮮語	59
合計	1,170

⑤これは母語別の児童生徒数です。ポルトガル語、中国語、フィリピン語の順になっています。

京都市では、中国語、韓国朝鮮語の順で在籍数が多くなっています。▼

⑥

図4 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数別学校数

在籍人数	人数	校数
1人	1,111	42
2人	59	24
合計	1,170	66

⑥これは在籍人数別学校数です。在籍数が1人もしくは2人の学校が、半数以上を占めています。▼

⑦

図5 在籍人数別の市町村数

在籍人数	人数	校数
1人	1,111	42
2人	59	24
合計	1,170	66

⑦在籍人数別の市町村数です。このグラフを見ても、在籍数が5人未満の市町村が約半分を占めています。▼

⑧

図6 児童生徒数・在籍学校数ともに全国20番

順位	児童生徒数	在籍学校数
1	1,111	42
2	59	24
20	1,170	66

⑧最後に都道府県別の児童生徒数です。愛知県が最も多く、関西の方では、大阪府や三重県が多くなっています。

▼京都府は児童生徒数、在籍学校数ともに全国20番目です。▼

⑨

3. 京都市の在籍状況

日本語指導が必要な 児童生徒の在籍状況 (平成22年9月1日現在)

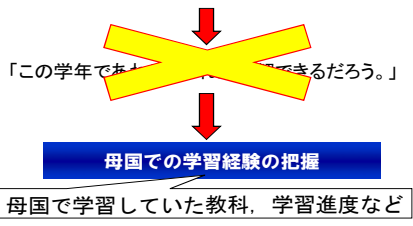
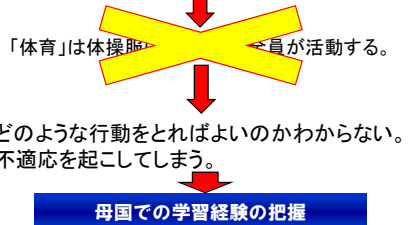
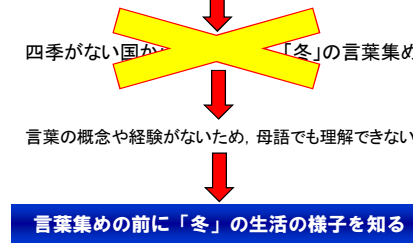
	小学校		中学校		合計	
	人数	校数	人数	校数	人数	校数
① 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数	111	42	59	24	170	66
②のうち、日本語指導を受けている児童生徒の在籍数	100	37	47	20	147	57
③ 日本語指導を受ける日本語指導が必要な児童生徒の在籍数	101	34	59	11	160	45
④のうち、日本語指導を受けている児童生徒の在籍数	99	30	29	10	128	40
⑤のうち、市内小中学校に在籍する児童生徒の在籍数	17	11	9	4	26	15
⑥ 日本語指導が必要な児童生徒の在籍数	212	60	99	29	311	89
⑦ 日本語指導を受けている児童生徒の在籍数	189	52	76	28	265	80

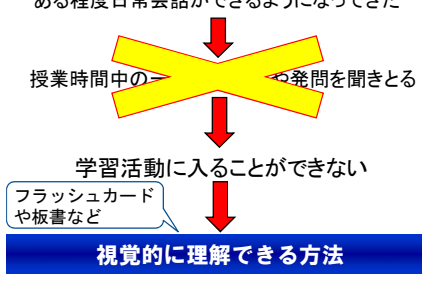
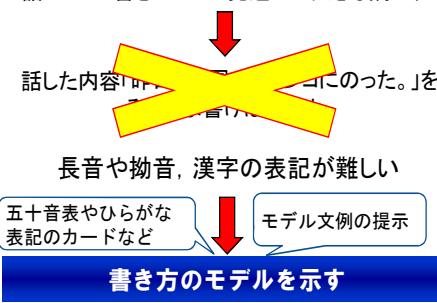
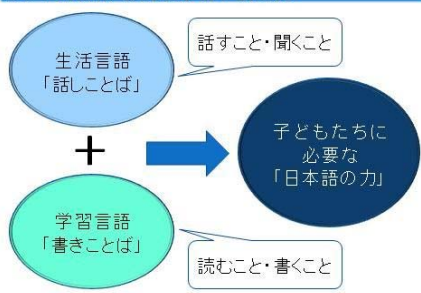
⑨京都市の状況を詳しく見ていきましょう。先ほどの文部科学省の調査に基づいた京都市での在籍数です。

小学校・中学校を合わせて、89校、310名にのぼります。平成20年度の調査と比べると、急増ではありませんが、年々増加する傾向が見られます。▼

⑩ 4. 京都市の受入れ体制 ①日本語教室の設置 → 日本語教室担当教員 平成24年度設置校 小学校9校：修学院、御西錦林、小栗栖、小栗崎宮山、池田、藤原西、向島藤の木、向島二の丸、日野 中学校4校：小栗栖、栗原、向島、向島東 ②初期日本語指導員の派遣 ③「日本語指導ボランティア」の派遣 ④「通訳ボランティア」の派遣、行政通訳・相談事業	⑩日本語指導が必要な子どもたちの受入れ体制です。 中国帰国児童生徒や外国人児童生徒の集住地域には、日本語教室が設置され、日本語教室担当者が配置されています。平成24年度の設置校は小学校9校中学校4校です。 少数在籍校に対する体制としては、「初期日本語指導員」の派遣、「日本語指導ボランティア」の派遣、「通訳ボランティア」の派遣の三つの派遣制度があります。▼
⑪ ②初期日本語指導員の派遣 ・平成19年度より派遣開始 ・来日後3カ月が派遣対象 ・日本語指導の専門家が集中して日本語指導を行う ・週2回の派遣、1回1時間程度 ※授業時間中の派遣も可能 ・小学校25回、中学校35回が上限 ・平成24年3月末現在の派遣状況 小学校 8校 10名、中学校 6校 8名	⑪「初期日本語指導員」の派遣制度の内容を説明します。 ▼平成19年度より派遣が開始されました。 原則として永住を前提とした来日で、日本に来てから3カ月以内の児童生徒が対象です。日本国籍の児童生徒も対象になり、日本語指導の専門家が派遣されます。週2回、1回1時間程度で、授業時間中の派遣も可能です。この場合は、授業時間中の抽出指導ということになります。小学校25回、中学校は進路のこともあるので35回が上限です。平成24年3月末の派遣状況はこうなっています。▼
⑫ ③「日本語指導ボランティア」の派遣 ・平成11年度より派遣開始 ・日本国籍、日本生まれの児童生徒も対象 ・ボランティアが日本語支援を行う ・週1回の派遣、1回1時間程度 ※放課後の派遣が原則 ・小学校・中学校ともに年間52回が上限 ・平成24年3月末現在の派遣状況 小学校 45校77名、中学校 22校31名	⑫「日本語指導ボランティア」の派遣制度です。 ▼先ほどの初期日本語指導員の派遣終了後に、日本語指導ボランティアが派遣されます。永住以外の来日の場合は、はじめから日本語指導ボランティアが派遣されます。こちらは、週1回、1時間程度で、放課後の時間の派遣です。小学校・中学校ともに年間52回が上限です。平成24年3月末の派遣状況はこうなっています。▼
⑬ 5. 在籍学級での支援の必要性	⑬いま、日本語指導に関わる二つの派遣制度について説明しましたが、実際の日本語指導の時間は、日本語教室が設置されている学校においても、平均すると、授業時間中に抽出指導が毎日1時間から2時間です。日本語教室が設置されていない学校では、初めの3カ月は授業中に1から2時間、その後は放課後に週1時間だけしかありません。日本語指導の時間は、日本語を系統だてて学ぶ大切な時間です。個別の対応ができる貴重な時間でもあります。しかし、学力保障の全てを日本語指導の時間だけで担うことは、時間数を考えても難しいと言えます。 ▼毎日の在籍学級での授業は、小学校低学年以外はほぼ毎日6時間です。「日本語があまりできないから、日本語指導の先生に任せよう」と考えるのではなく、この毎日の授業においても、できるだけ理解できるような支援を採り入れていく必要があります。学級での授業と日本語指導の両方が大切です。▼

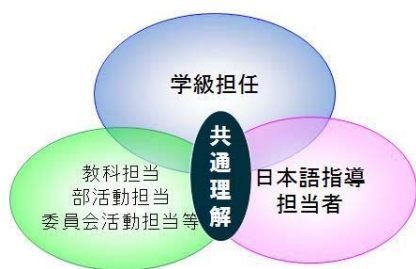
⑭ 6. 生活言語と学習言語 カミンズ 1984a:139より作成 コミュニケーションにおける認知力必要度と場面依存度	⑭私たちは、子どもたちがある程度会話ができるようになってくると「なんとか、話を通じるから、もう日本語指導は必要ない」と考えてしまう傾向にあります。 これは、カナダの言語学者のカミンズが表した図です。カミンズによれば、言語には生活言語と学習言語があります。 ▼日常会話といわれる生活言語は、その言語での環境で暮らしていれば、1年から2年で習得できますが、▼算数の文章題を読んで理解したり、論文や作文を書いたりする学習言語については、▼習得までに5年から7年かかるということです。 ▼子どもたちは、日本の学校で学習していくのですから、学習言語習得までをめざした長期的な支援が必要です。会話ができるようになることと、学習内容が理解できて、自分の考えを表現できることとは、異なるということです。 私たちが、英語を使って簡単なコミュニケーションはとれても、英語で書かれた本を読んだり、英語で文章を書いたりすることは、かなり学習を積まないとできないということと同じです。
⑮ 7. 早い段階からの学習言語獲得	⑮先ほど、毎日の授業の中で、学習内容が理解できるような支援を採り入れていくことが必要だといいました。 「日本語ができないのに、それは、無理ではないのか」と考えてしまいがちです。しかし、「教科学習はある程度日本語がわかるようになってからだ」と考えていると、その間の学習内容が抜け落ちてしまうことになります。そうなれば、長期滞在や日本に永住する子どもの場合には、学習の遅れが残り、進路実現が困難になってしまいます。短期滞在の子どもであっても、その間の認知発達が保障されないことになり、母国に戻ってからの学習に影響がでることも考えられます。 ▼できるだけ早い段階から、教科の学習内容が理解できるための支援を考えることが大切であることがわかります。
⑯ 8. 在籍学級での一斉授業に困難を感じる要因 ①学習内容そのものが未習得、未経験 ②母国との学習形態や指導方法の相違 ③日本の文化背景や生活習慣に関する知識不足 ④多人数への発話を聞き取る力の不足 ⑤理解できた内容を表現する力の不足 母国での生活経験・学習経験の把握	⑯では、実際に授業にどのような支援を取り入れればいいのでしょうか。 日本語指導が必要な子どもたちが、在籍学級での一斉授業に困難を感じる要因から見ていきます。 日本語の力の不足も大きな要因ではありますが、しかし、それ以外の要因も考えられます。この五つです。(順番に読む) ▼これらの要因については、母国での生活経験や学習経験を把握することから明らかにすることができます。▼

①⑦ ①学習内容そのものが未習得、未経験 学習する教科や内容は国によって様々  「この学年で...」理解できるだろう。」 母国での学習経験の把握 母国で学習していた教科、学習進度など	①⑦はじめに、学習内容そのものが未習得や未経験であるという場合があります。 ▼小学校や中学校で学習する教科や内容は、国によって様々であると考えられます。 ▼ですから、「3年生だから、この程度は理解できるだろう」というような、学年を基にした考え方は▼適していません。 ▼母国で学習していた教科や学習進度を知ることが必要です。 数字を介する算数や数学なら、大体できるのではないかと考えてしまいますが、全く同じであるとは考えられません。英語に関しても同様です。▼
①⑧ ②母国との学習形態や指導方法の相違 学習形態や指導方法は国によって様々  「体育」は体操服...全員が活動する。 どのような行動をとればよいのかわからない。 不適応を起こしてしまう。 母国での学習経験の把握	①⑧次に、▼学習形態や指導方法も国によって様々です。 ▼例えば、日本では、体育は体操服に着替えて、得意であっても苦手であっても、とにかく全員が活動に参加しなければなりません。しかし、国によっては、着替えないところもありますし、得意な子どもだけが活動するところもあります。水泳学習がないところもあります。音楽のリコーダーの演奏経験の有無や、図画工作の絵の具の使用経験の有無など、多くの事柄が考えられます。 ▼「実技教科なら、見て行動できるから言葉ができなくても大丈夫だ」と考えてしまいますが、▼初めての経験で、どのように行動すればよいのかわからずに不適応を起こすことも十分に考えられます。 ▼特に、実技教科については、母国での学習経験の把握は大切でしょう。▼
①⑨ ③日本の文化背景や生活習慣についての知識不足 日本の文化背景や生活習慣についての知識はもっていない  四季がない国から「冬」の言葉集め 言葉の概念や経験がないため、母語でも理解できない 言葉集めの前に「冬」の生活の様子を知る	①⑨3番目に、日本の文化背景や生活習慣についての知識不足です。 ▼当然ですが、外国から来た子どもたちは、これらをもっていません。日本で生まれた子どもであっても、家庭はルーツをもつ国の生活文化が継続されている場合が多いので、生活文化は異なると考えられます。 ▼例えば、四季がない国から来た子どもに、「『冬』の言葉集めをしましょう。」といっても、▼『冬』という季節の経験がないことから、不可能な活動になります。 ▼概念そのものや経験がないために、母語でも理解できないということになります。 ▼そこで、言葉集めの前に「冬」の生活の様子を知る必要があります。▼

②⑩ ④ 多人数への発話を聞き取る力の不足 ある程度日常会話ができるようになってきた  授業時間中の指示や発問を聞きとる 学習活動に入ることができない フラッシュカード や板書など 視覚的に理解できる方法	②⑩ 次の二つは、日本語の力にも関わることです。 まず、多人数への発話を聞きとる力の不足です。 ▼ある程度日常会話ができるようになってくると、「こちらの言うことは大体わかるだろう」と思ってしまいます。 ▼しかし、一対一の対面では理解できることも、授業時間中の指示や発問を聞きとることは▼難しいです。 ▼特に、授業の始めの発問や指示が聞き取れなければ、学習活動に入ることができなくなります。 ▼指示や発問を、フラッシュカードや板書で提示するなどして、視覚的に理解できる方法を採用入れることが大切です。▼
②⑪ ⑤ 理解できた内容を表現する力の不足 話ことばと書きことばの発達には大きな隔たり  話した内容を正確に書き表すことができなかった。 長音や拗音、漢字の表記が難しい 五十音表やひらがな 表記のカードなど 書き方のモデルを示す モデル文例の提示	『最後に、理解できた内容を表現する力の不足です。 ▼生活言語と学習言語の違いを説明しましたが、話しことばと書きことばの発達には大きな隔たりがあります。会話はなんとかできるが、文を書くとなると多くの困難が出てきます。 ▼例えば、「昨日公園でブランコにのった。」と話したことを、「そのまま日記に書きましょう。」といっても、▼長音、拗音や漢字の表記が難しく、書き表すことができない場合も考えられます。少し日本語ができるようになってきた子どもでも、表記の間違いや接続詞が使えないために、一文がだらだらと長く続く文しか書けず▼何を書いているのかがわかりにくいことも多いです。 ▼これらについては、表記の面での支援にあたる、五十音表やひらがな表記の例を示したカードを準備したり、書かせたい文章のモデル文例を提示して、それを真似して書いてみたりといった支援が必要になります。▼
②② 9. 四技能から見取る日本語の力  生活言語 「話しことば」 話すこと・聞くこと 学習言語 「書きことば」 読むこと・書くこと 子どもたちに必要な 「日本語の力」	『支援を考えていくためには、子どもの日本語の力がどの程度であるのかについて知る必要があります。「日本語の力はどの程度ですか。」と尋ねられると、「こちらの言うことは、大体わかるようになってきました。」「少し話せるようになってきました。」というような、会話面での力を思い浮かべてしまいます。これらの力は、▼生活言語である「話しことば」の力です。 ▼しかし、学習言語の力を見る場合には、読んだり書いたりする際に使う「書きことば」の力を見取ることが大切です。 ▼話すこと、聞くこと、読むこと、書くことの▼四技能から見ることが、▼支援を考える基になります。▼

②③

10. 複数で見取る、日本語の力



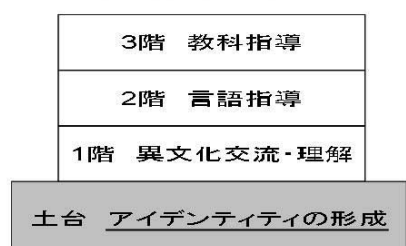
『また、子どもたちの日本語の力は、環境や場所によっても発揮される力が異なると考えます。

例えば、教室では、あまり理解できていないように感じるのに、日本語指導での個別対応であればできることも多いでしょう。委員会活動や部活動の場でも、違う力を見せるということもあります。

そこで、より正確に日本語の力を見取るために、▼子どもに関わる全ての教職員がそれぞれの場面で見取った力を話し合い、共通理解する場が必要です。その場で共通理解したことから、必要な支援を考え、その支援を共有することで初めて、どの先生も授業に支援を取り入れることができます。▼

②④

11. アイデンティティの形成



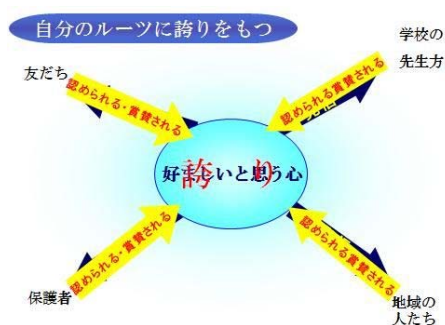
「外国人児童・生徒への教育的対応」を示す図（下線は作成者による）
梶田正巳他『外国人児童生徒とともに学ぶ学校づくり』1997.8 p.11

『ここまでは、在籍学級の授業における支援について説明してきました。最後に、日本語指導が必要な子どもたちのアイデンティティの形成について話します。

この図は、教育心理学者の梶田さんが「外国人児童生徒の教育的対応は三階建ての家に譬えられる」として示している図です。梶田さんは、「しっかりとしたアイデンティティで支えられていないと、地上三階建の建物は崩壊することになるだろう」と述べています。

小学校・中学校年齢の子どもたちが、自己のアイデンティティを形成していくためには、まず、自分のルーツに誇りをもつことが土台となります。▼

②⑤

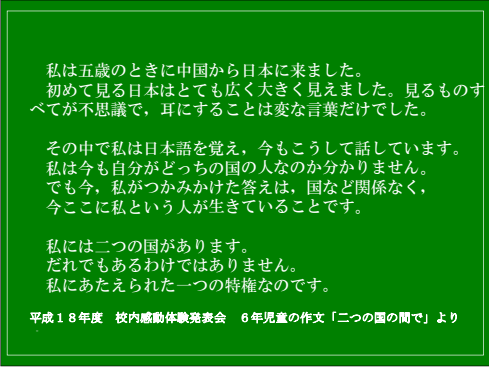
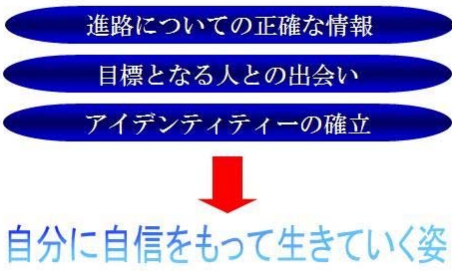
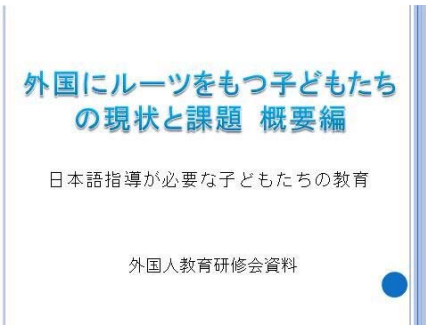


『この場合の「誇りをもつ」ということは、▼まず、自分がつながらる国の文化が好きだと思う心をもつことから始まります。「日本と違うから嫌だな」と、マイナスにとらえない心です。

そして、▼自分が好きだと思う文化を他に向けて発信し、▼発信したことが認められ、更には称賛されることで、誇りをもつことにつながります。

ただ、この発信の仕方については、子どもたち一人一人の背景や現状を十分把握した上で、最もよい方法を考えていく必要があります。保護者の同意も必要だと考えます。

このような機会を一度経験しただけで、すぐに誇りをもつことにはつながりません。一度だけではなく、少しずつ積み重ねることで、「自分はこれでいいのだ」と思えるようになり、自己に自信をもつことができるようになっていくと考えます。▼

②6 	『▼この作文は、ある小学校の感動体験発表会で、一人の中国帰国児童が、全校児童の前で発表した作文です。 ※作文を読む この姿が、めざしたい姿ではないでしょうか。▼
②7 12. 進路を切り拓く力 	『日本語指導が必要な子どもたちが進路を切り拓くには、▼「進路についての正確な情報」「目標となる人との出会い」「アイデンティティの確立」が重要です。▼これらの三つが、将来展望をもつ土台となると考えます。そして、将来展望をもつことが、子どもたちが自分のルーツに誇りをもち、自信をもって生きていく姿につながります。 進路についての正確な情報は、本人だけではなく、保護者も含めて正確な情報が伝わる工夫を考えていきます。京都市の通訳ボランティア派遣制度は、保護者への通訳にも活用できます。1回2時間程度で年間10回が派遣の上限ですが、このような活用の仕方でも考慮して有効に使いたい制度です。
②8 	『日本に来る多くの子どもたちは、自ら希望して日本に来ているわけではありません。ほとんどが、大人の事情に伴ってある日突然連れてこられています。それまでに慣れ親しんできた母国の学校や友だちと別れ、何もわからない、もちろん言葉も通じない日本に来ているのです。 受入れ側である私たちも、ある日突然日本語が全く理解できない子どもが編入してくるということに対して、不安や戸惑いがあるのが当然です。しかし、逆の立場を考えれば、どのように受入れるとよいのかが理解できるのではないのでしょうか。 「大変だ。」という気持ちではなく、学校の子どもたちや私たち教職員の視野を広げるよい機会であるという気持ちで受け入れていきたいと思います。 これで、説明を終わります。

付録「個人カード」「日本語の力見取り表」(一部抜粋, 縮小版)

「個人カード」は、対象児童生徒のこれまでの生活経験や将来の展望、家庭の状況などについて把握するものです。「日本語の力見取り表」は、日本語の四つの技能「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の力を、子どもの様子から見取るものです。小学校から中学校の9年間引き継いでいける形式になっています。それぞれ、A3の大きさで作成しています。この資料には、見本として一部の縮小版を載せました。使い方の説明が p. 19 からありますので利用してください。

帰国・外国人児童生徒用



個人カード 生活調査

1 年 組 (担任)	4 年 組 (担任)	中学 1 年 組 (担任)
2 年 組 (担任)	5 年 組 (担任)	中学 2 年 組 (担任)
3 年 組 (担任)	6 年 組 (担任)	中学 3 年 組 (担任)

ふりがな 名前			要・準
			男 女
生年月日	年 月 日 (年 月 日)		
来日年月日	年 月 日		
編入学年月日	年 月 日 (年入学・編入)		
国籍 (出身地)			
現住所	〒 —		
電話	自宅 : (0 7 5) —		
学習歴	入学・卒業・転入・転出年月日		学校名
	年 月 日入学・転入	年 月 日卒業・転出	(年制)
	年 月 日入学・転入	年 月 日卒業・転出	(年制)
	年 月 日入学・転入	年 月 日卒業・転出	
	年 月 日入学・転入	年 月 日卒業・転出	
	年 月 日入学・転入	年 月 日卒業・転出	
来日の目的	留学・就労・国際結婚・永住・その他 ()		
在日予定期間	1. 永住 2. 年 月まで 3. 不明		
過去の在日経験	あり・なし		
日本語の状況 (日本語学習歴)	日本語学習歴 : 年 カ月 教育機関 :		
	<特記事項>		
使用可能言語	母語 () 聞く : 話す : 読む : 書く :		
	母語以外 () 聞く : 話す : 読む : 書く :		
	※言語状況の選択肢 【A: 読み書きを含めて問題ない B: 日常会話は問題ない C: 簡単な日常会話程度 D: ほとんどわからない】		
進路希望		将来の夢	
趣味・特技			
特に知っておいて欲しいこと (持病やアレルギーなど)			

20142160

名前

《 》

・それぞれの	場合	学年末
・		
・		

します。

[illegible][illegible]

「個人カード」「日本語の力見取り表」の使い方

「個人カード」「日本語の力見取り表」は、外国にルーツをもつ子どもたちの、日本語の力やこれまでの学習状況や生活状況などを正確に把握し、必要な支援を共有するためのものです。また、子どもたちの成長の記録でもあります。

外国籍の子どもたちはもちろんですが、日本で生まれた子どもたち、日本国籍であるが外国につながっている子どもたちなど、全ての「外国にルーツをもつ」子どもたちを対象としています。

「なぜ、日本で生まれた子どもたちまでが対象になるのか？」と思われるかもしれません。たとえ日本で生まれていても、家庭での使用言語や生活文化は保護者の母国のままであることも十分に考えられます。日本で生まれているから、日本の子どもたちと同じ言語環境や家庭の文化をもっているとは限らないのです。

例えば・・・

○「お正月」という言葉から思い浮かべること

日本の子どもたち・・・1月1日、お餅、お節料理、お年玉など

中国にルーツをもつ子どもたち・・・春節、水餃子、爆竹など

○「家でお母さんが作る料理」の違い

日本の子どもたち・・・ハンバーグ、カレーライス、天ぷらなど

エジプトにルーツをもつ子どもたち・・・コフタ、クシャリなど

○家族の呼び方の違い

日本の子どもたち・・・父方でも母方でもおばあちゃん、「いとこ」という言葉がある。

中国にルーツをもつ子どもたち・・・父方のおばあちゃんと母方のおばあちゃんは呼び方が異なる。

「いとこ」のことを、「お兄ちゃん、お姉ちゃん、弟、妹」と呼ぶ。

このように様々な違いが考えられます。教師が、当然知っているだろうと思うことでも、知らない事柄は多いのです。

それぞれの使い方を詳しく説明していきます。

①個人カード **生活調査**・**学習調査**

②日本語の力見取り表

①個人カード **生活調査**・**学習調査**

生活調査

編入してきた際の面談で、聞き取りながら記入します。
既に在籍している児童生徒の場合は、家庭訪問で聞き取ります。

学習歴・・・母国で通っていた学校を記入してもらいます。
幼稚園や小学校の通学歴（何年制だったかも含めて）も忘れずに聞き取るようにします。
落第や飛び級制の有無も確認します。

日本語学習歴・・・日本語学習歴がない子どもが多いです。

特に知っておいて欲しいこと・・・通訳を介して確認できる貴重な機会です、必ず聞くようにします。
宗教上食べられない物やできない活動があるかどうかを確認します。

例：イスラム教の場合は、豚肉やアルコール（調味料）について、
ラマダン（断食）について、女の子の水泳や着替えについて

日本語の援助をしてくれる知人は、学校からの連絡をしてもよいかどうかを確認しておきましょう。
生活面における特記事項は、各年度末に次年度に引き継いでおきたい事項を記入します。

<通訳が必要なとき>

「通訳ボランティア派遣制度」の申請をします。

申請後、すぐに派遣できない場合もあるので、早めに申請します。

【申請先】

学校指導課人権教育担当

075-222-3815

※少数言語でも、申請があれば通訳をさがします。相談してみてください。

学習調査

編入してきた際の面談で時間がなければ、初登校日に再度通訳に来てもらってもよいでしょう。
母国での学習経験の欄については、経験の有無を○・×で記入するようになっています。

<計算力の確認や母語の力の確認>

- ・計算力については、該当学年までの計算内容（面積や体積などの求め方も含む）をピックアップしたテストを用意して、確認しておくことが望ましいでしょう。平成 19 年 3 月発行の「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」<全市版・試案>の中に、「計算能力実態把握テスト」があるので、活用してください。
- ・母語の力は、面談で通訳が確保できている場合は、母語で作文を書かせて、通訳に翻訳してもらうことも可能です。作文は簡単な内容でよいでしょう。（例：母国の学校紹介、日本の第一印象、これからがんばりたいことなど）

<日本語指導の申し込み>

本市には、以下の派遣制度があります。

- ①「初期日本語指導員」・・・来日後 3 カ月以内の児童生徒が対象（国籍は日本国籍も可）
1 回 1 時間、週に 2 回まで、授業時間中も可能
小学校 25 回・中学校 35 回が上限
- ②「日本語指導ボランティア」・・・来日後長期間経過している、もしくは日本生まれの児童生徒も対象（国籍は日本国籍も可）
1 回 1 時間、週に 1 回、放課後の派遣、年間 52 回が上限

【申し込み先】

学校指導課人権教育担当

075-222-3815

②日本語の力見取り表 「話すこと」「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の四技能から見取る

日本語の力を見取るためのテストではありません。授業中の子どもの様子や書いたもの、話していることなどの観察から判断します。年に3回記入するようになっています。

学級担任一人だけではなく、外国にルーツをもつ子どもに関わる全ての教職員の見取りから判断します。「初期日本語指導員」や「日本語指導ボランティア」の先生にも記入してもらうようにすると、日本語の学習進度や個別場面での日本語の力を詳しく知ることができます。このことは、支援を考えていく上で大切な要素になります。

<記入方法>

○日本語の4技能

- 「聞くこと」生活場面と学習場面
- 「話すこと」生活場面と学習場面
- 「読むこと」文字を読む、文章の音読・理解
- 「書くこと」文字、文章を書く力

○小学校から中学校まで、9年間継続して記入できる。

○年間3回記入する。

「初」・・・夏季休業前

「中」・・・冬季休業前

「終」・・・学年末

外国にルーツをもつ子どもたちの
日本語の力見取り表

名前

≪言

【聞くこと】

聞く力

①生活場面における聞く力

- ◎ 日常的な会話であれば、問題なく理解している。
- 一対一で、ゆっくりと話せば、大体理解している。
- △ 単語とジェスチャーで伝えれば、なんとか理解している。

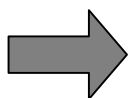
②学習場面における聞く力

- ◎ 授業中に先生や友だちの発言を聞いて理解している。
- 一斉への指示や発問などを聞いて理解している。
- △ 一対一の対応があれば理解している。

小学校1年			小学校2年	
初	中	終	初	中

特記事項

- 例：授業中の発問は黒板に書くと理解することができる。(12月)
- 例：日常会話は問題ないが、学習場面では、指示や発問などをよく聞き直す。(3月)



○子どもの様子の項目だけでは、表せないことについて記述する。



○子どもの様子から見取る力の段階を「◎」「○」「△」で示す。「△」のレベルに達していない場合には「×」示す。

3 データ関係

①京都市における「帰国・外国人児童生徒」の在籍状況と受入れ体制

(京都市教育委員会学校指導課作成)

1 本市の特徴

国の施策として公営住宅に中国帰国者を受入れているため、周辺の学校に中国帰国児童・生徒が多く在籍している。比較的永住目的が多く、集住傾向がある。また、大学のまち、学術・研究都市であることから、大学や研究機関の近隣の学校に留学生や研究者の子どもが多く在籍している。滞日期間は長くて3～4年で、流動性が高い。これらの地域を除いては、日本語指導を必要とする児童・生徒が少数ずつ散在する傾向がある。

2 市立学校での対応について

(1) 日本語教室の開設等

日本語指導が必要な児童・生徒が多数在籍する学校について、担当教員や巡回指導員を配置し、日本語教室を開設しており、時間内抽出指導や放課後指導、家庭訪問等の取組を行っている。平成24年3月末現在、小学校9校、中学校4校で開設している。

(2) 日本語指導ボランティアの派遣(平成11年度～)

日本語指導が必要な児童・生徒に対して、言語や生活習慣等に配慮したきめ細やかな指導を図るため、京都市国際交流協会、京都市ユースサービス協会(伏見青少年活動センター)及び京都外国語大学との連携により、日本語指導ボランティアの派遣を行っている。

(週1～2回、放課後1時間程度、年間52回が上限)

※平成24年3月末現在 小学校45校77人、中学校22校31人

(3) 初期日本語指導員の派遣(平成19年度～)

来日して間もない日本語指導が必要な児童・生徒に対して、来日初期に重点的に日本語習得の支援を行う初期日本語指導員を派遣している。

(週2回で来日後3ヶ月間、1回1時間、小学生25回、中学生35回が上限)

※平成24年3月末現在 小学校8校10人、中学校6校8人

(4) 通訳ボランティアの派遣(平成19年度～)

通訳を必要とする児童・生徒の文化的背景に配慮するとともに学校生活への適応を促進するため、児童・生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、生活相談、コミュニケーション支援及び通訳等を行っている。(児童・生徒1名あたり1回2時間で年間10回)

※平成24年3月末現在 小学校20校30人、中学校13校44人、高校1校・1人、

総合支援学校1校1人

②文部科学省からの情報について

1. 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

全国の公立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象に、平成11年(1999年)より、隔年で調査されています。

【調査事項】

調査表1

- ①学校種別の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況
- ②母語別の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況
- ③日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数別学校数

- ④日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍人数別市町村数
- ⑤在籍期間別の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況

調査表 2

都道府県教育委員会等における施策の実施状況

※詳しいデータは、文部科学省ホームページの統計情報に掲載されています。

2. 「かすたねっと」

文部科学省が作成している、外国につながるのある児童生徒の学習を支援する情報検索サイトです。ウェブで公開されている多言語教材や多言語の学校文書を探すことができます。

3. 「CLARINET（クラリネット）」

文部科学省が作成している、海外子女教育、外国人児童生徒教育に関わる総合情報ホームページです。海外子女教育や外国人児童生徒教育に関わる施策や、その施策に伴った取組内容などを検索することができます。

本市の日本語指導が必要な子どもたちの教育に関する問合せ先

学校指導課 人権教育担当

TEL 075-222-3815

FAX 075-231-3117

「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」
に関する，校内研修の進め方例・研修内容例

平成24年6月発行

- 発行 京都市教育委員会学校指導課
- 作成協力者 大菅 佐妃子 総合教育センター研究課 研究員
- 連絡先 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3815 FAX：075-231-3117